

高知県教育委員会 会議録

平成21年6月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成21年6月24日(水) 9:30

閉会 平成21年6月24日(水) 10:30

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	宮地 彌典
	委員	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	委員	北添 紀子

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	教育政策課長	高田 行紀
〃	総務福利課長	川井 正一
〃	幼保支援課長	門田 登志和
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	川村 文化美
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	教育政策課教育企画監	鶴和 啓至
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	竹村 朱美(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 6月臨時委員会を開催する。本日の議案については、7月県議会提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、本日の議案は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 平成21年度高知県一般会計補正予算等に係る意見聴取に関する議案(教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康教育課)】

○ 教育政策課長及び高等学校課長説明

○ 質疑

教育長	(県立学校の授業料等減免制度の見直しについて) これまでは、就労を促す趣旨から、親が働ける状況であれば、減免とならなかった。それを現在の経済・雇用の状況から、就労の有無等にかかわらず、減免の取扱いにしようとするもの。
委員	(減免の対象となるのは) 何%か。
事務局	全体の10.9%となる1,700人程度。今回の見直しで198人が新たに対象となる。
委員	減免対象者に地域的な差はないか。
事務局	全県的に同じである。
委員	資料3p、施設改修の太陽光発電設備設置。工業高校などで小規模に進めていたものを本格的に整備するというものか。
事務局	(国は) 今後10年間で20倍に増やすという方向である。
委員	これは恒久的に支援されるものか。その辺りの展望は。
教育長	経済対策だからこそ。国の財政措置は今後変わり得る。また、耐震化が進まないと(建物)上部に太陽光発電設備を設置できない難点もある。
委員	積極的に推進してもらいたい。また、学校等への地上デジタルテレビ整備はどんな状況か。
教育長	小中学校については市町村の判断による。積極的な市町村とそうでないところはある。例えば高知市ではパソコンは整備するが、地上デジタルテレビや電子黒板までは整備しない。国は今回の経済対策で全学校に整備するよう働きかけている。
委員	(小学校5,6年生の外国語活動必修化に向けた研修に関連して) 必修化に向けた対応状況はどうか。
事務局	全国と比べ立ち遅れている。今後一層取り組まなければならない。

委員 事務局 教育長 事務局 委員 教育長	<p>県立学校授業料等の滞納率はどれぐらいか。</p> <p>0.1%未満である。平成20年度は69人。平成19年度は93人。</p> <p>滞納者の定義はどうか。</p> <p>決算時点で一部でも滞納があれば該当する。</p> <p>資料1p、特定財源の表記の意味は。</p> <p>(国)は補助金等国費、(入)は特定の目的のために造成した基金からの繰入など、(諸)は労働保険料など諸収入、(使)は使用料で授業料などもこれに該当する。(債)は地方債でいわゆる借金であるが、後に地方交付税で措置される場合が多い。</p>
委員	産業教育や理科教育設備は、もっと子どもたちが喜ぶようなもの、先鋭的なものを整備すべきではないか。
委員	最先端の設備か、それとも広く学ばせるための設備か。企業側のニーズや産業教育でどういう技能を身につけさせるかの検討が必要。
委員 事務局	基礎的な分野と先端分野の機械、双方整備するのが望ましい。学習指導要領で授業時数等が決まっていることもあり、一概に新たな機械を買うのは難しい。
委員長 教育長	産業教育用の設備のあり方は、どこかで研究を進めていく必要があると考える。事務局は今日のご意見を参考にさせていただくように。今回の授業料減免の見直しに併せ、奨学金制度も改正する準備を行っている。9月に条例改正議案を提出する予定。
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

(5) 議決事項

付議第1号

原案のとおり議決